

平成27年 9月 8日

各位

会社名 株式会社 横浜銀行  
代表者名 代表取締役頭取 寺澤 辰磨  
コード番号 8 3 3 2 東証第一部

会社名 株式会社 東日本銀行  
代表者名 代表取締役頭取 石井 道遠  
コード番号 8 5 3 6 東証第一部

### 株式会社横浜銀行と株式会社東日本銀行との株式移転方式による 経営統合に関する最終合意等について

株式会社横浜銀行（代表取締役頭取 寺澤辰磨、以下「横浜銀行」といいます。）と株式会社東日本銀行（代表取締役頭取 石井道遠、以下「東日本銀行」といいます。）は、平成26年11月14日に横浜銀行と東日本銀行（以下「両行」といいます。）の間で合意した「経営統合検討に関する基本合意書」にもとづき、本日開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認および関係当局の認可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成28年4月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、ならびに共同持株会社の概要および本株式移転の条件等について決議し、本日、両行間で「経営統合契約書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本株式移転による経営統合の目的

##### (1) 背景

近年、高齢化の進展や人口減少などにより地方経済の市場規模が今後縮小していくと見られるとともに、バブル経済崩壊後、法人部門が資金余剰となり間接金融への依存が低下している一方で地域金融機関の数が減少していないことから、地域金融機関の経営基盤に大きな構造変化が生じています。その結果、金利競争による利鞘の縮小や収益力の低下への対応が地域金融機関全体の重要な経営課題となっています。

このような環境変化を踏まえて、地域金融機関が、面的な広域ネットワークの共有と連携を進め、今後も一層の地域の持続的な発展に貢献していく必要があるとの判断のもと、経営戦略を共有できる他の地域金融機関にも開かれた、広域でかつ地域金融の中核を担う新しい金融グループを構築していくこととしました。

## (2) 経営統合の経緯・目的

両行は、平成26年11月14日付プレスリリース「株式会社横浜銀行と株式会社東日本銀行の経営統合検討に関する基本合意について」において既にお知らせしたとおり、平成28年4月1日を目処に株式移転の方式による共同持株会社を設立することに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

両行は、首都圏を共通の営業地盤とする一方、横浜銀行は神奈川県や東京西南部を中心に強いブランド力を背景に安定した資金調達力と質の高い金融サービスを効率的にかつ幅広く提供するところに強みを持ち、東日本銀行は中小企業向け融資の分野できめ細かな対面取引と提案力を重視した営業力に強みを持っております。

統合準備委員会においては、両行が有するこのような強みと特色および、首都圏を共通の営業地盤としながらも、両行の営業エリア・顧客基盤・得意とする業務分野などに競合関係が少なく補完関係が多いことを踏まえると、お客さまへのサービス向上を図ることができ、また、経営統合による効率化および成長のシナジー効果が見込めることにより企業価値を向上させることができることを確認し、本日、持株会社設立による経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

## (3) 新金融グループの経営理念

共同持株会社とその子会社となる両行による新金融グループは、「グループ各社の強みと特色を活かし協働することにより、お客さまに対する最高の金融サービスの提供を通じて、地域の発展とともに企業価値の向上を目指し、信頼される金融グループとして、活力ある未来の創造に貢献します」との経営理念の下、以下の経営の姿を目指します。

- ①地域金融機関としてお客さまとの深いリレーションを保ち、経営統合による広域ネットワークを最大限活かした幅広く質の高い金融サービスや地域情報を提供することにより、信頼される金融グループを目指します。
- ②グループ各社のブランドを堅持しつつ、各社の経営基盤とノウハウを最大限共有し、共同化・効率化を積極的に推進することで生ずる経営資源を成長地域・成長業務分野へ戦略的に投入して、収益力の強化と企業価値の向上を目指します。
- ③環境やお客さまニーズの変化に適切に対応し、お客さまに常にご満足いただけるよう、従業員一人ひとりのコンサルティング能力や事業評価力の向上を目指します。
- ④グループの経営基盤である首都圏を中心とした地域における様々な課題に対し、高度なコンサルティングや金融的手法を活用したソリューションを提供することにより、豊かな地域社会の創造に貢献します。

## (4) 新金融グループの経営戦略

新金融グループは、持株会社を中心とするガバナンスを発揮できる組織運営を進めるとともに、両行の強みと特色を活かしつつ、本部組織の簡素化、共同店舗の活用による重複店舗の統合や店舗のサテライト化、グループ一体のALM管理（資金の管理・運用の一元化）、市場部門の一元化、各種事務センターの集約、事務・システムの統合、などを進めることにより、グループ全体の組織の効率化に努め、ローコスト・オペレーションを目指していきます。

そうした効率化策などにより生ずる経営資源を、今後も首都圏を中心とした成長が見込める地域に投入していくとともに、同地域における個人・法人のあらゆるお客さまのニーズに質の高いサービスを提供可能な総合的な営業体制を構築していきます。

具体的な戦略は、以下の4つを柱とします。

- ①個人部門に関しては、横浜銀行の持つ相続・信託関連業務、ライフイベントに応じた個人の様々な貸付・資産活用・資産運用へのコンサルティングサービスなどのノウハウと、東日本銀行の東京を中心とした顧客基盤や店舗網などの経営インフラとを融合させることにより、両行のリテール基盤の拡大を図っていきます。
- ②法人部門に関しては、立地の優位性の下、経営統合により増大した資金仲介能力を最大限発揮するとともに、成長性のある事業分野に積極的に資金供給を行ってまいります。また、関連会社の浜銀総合研究所、専門のコンサルタント等の専門的な知見と産業調査力の強化を図り、企業の成長支援に取り組みます。
- ③海外部門に関しては、取引先企業の海外進出など国際化の流れに対応した金融サービスの充実や海外拠点の態勢強化を図り、グループの総合力を活用していきます。
- ④規制緩和等による事業領域の拡大も見据え、ITを活用したネット決済やビッグデータ活用等の新しい金融サービスの検討も進めてまいります。

## 2. 本株式移転の要旨

### (1) 本株式移転の日程

- 平成27年9月8日（火）（本日） 経営統合契約書および株式移転計画書に係る取締役会決議、ならびに、経営統合契約書の締結および株式移転計画書の作成（両行）
- 平成27年9月15日（火） 臨時株主総会に係る基準日の公告日（両行）
- 平成27年9月30日（水） 臨時株主総会に係る基準日（両行）
- 平成27年12月21日（月）（予定） 株式移転計画承認臨時株主総会（両行）
- 平成28年3月29日（火）（予定） 東京証券取引所上場廃止日（両行）
- 平成28年4月1日（金）（予定） 共同持株会社設立登記日（効力発生日）および同社株式上場日

但し、今後手続きを進める中で、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

### (2) 本株式移転の方式

両行を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

### (3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	横浜銀行	東日本銀行
株式移転比率	1	0.541

#### (注1) 株式の割当比率

横浜銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、東日本銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式0.541株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、株式移転計画作成後共同持株会社成立日までの間において、横浜銀行若しくは東日本銀行の財産状態若しくは経営状態に重大な悪影響を与える事由が発生し、又はかかる事由が存在することが判明した場合等には、両行で協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：1,333,476,193株

上記は、横浜銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数（1,254,071,054株）および東日本銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数（184,673,500株）を前提として算出しております。但し、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、横浜銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数（16,289,422株）および東日本銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数（7,788,913株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、横浜銀行又は東日本銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成27年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が増加することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項規定にもとづき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項および定款の規定にもとづき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際し、横浜銀行および東日本銀行がそれぞれ発行している各新株予約権については、当該新株予約権の内容および株式移転比率を踏まえ、基準時における各新株予約権者に対し、その所有する各新株予約権に代わる共同持株会社の新株予約権を割当交付いたします。なお、両行は、新株予約権付社債を発行しておりません。

### 3. 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠および理由

上記、1.「本株式移転による経営統合の目的」に記載のとおり、両行は、平成26年11月14日に両行の間で合意した経営統合の検討に関する「基本合意書」にもとづき、平成28年4月を目処に共同株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

横浜銀行は、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、横浜銀行の第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関である大和証券から平成27年9月7日付で受領した株式移転比率算定書およびリーガル・アドバイザーである森・

濱田松本法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記2.（3）「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

一方、東日本銀行は、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、東日本銀行の第三者算定機関としてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるSMB C日興証券からの分析結果およびリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記2.（3）「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果およびリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるという判断に至り、本日開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

## （2）算定に関する事項

### ①算定機関の名称および両行との関係

横浜銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である大和証券および東日本銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるSMB C日興証券は、いずれも横浜銀行および東日本銀行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### ②算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、横浜銀行は大和証券を第三者算定機関として起用し、また、東日本銀行はSMB C日興証券を第三者算定機関として起用し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

大和証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、横浜銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東日本銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価法(基準日①)	0.536～0.614
2	市場株価法(基準日②)	0.438～0.463
3	類似会社比較法	0.397～0.593
4	DDM法	0.450～0.605

市場株価法では、株式移転比率算定書作成日である平成27年9月7日（基準日①）ならびに本件に関する憶測報道がなされた日の前営業日である平成26年10月31日（基準日②）を基準日として、各基準日の株価終値および基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間および12ヶ月間の各株価終値平均にもとづき算定いたしました。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた資料および情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、分析および検討の対象とした全ての資料および情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料および情報について独自にその正確性および完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は、両行およびそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両行それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両行それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断にもとづき、合理的に作成されていることを前提としております。大和証券は、横浜銀行の同意を得て、横浜銀行および東日本銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報の正確性、妥当性および実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式移転比率の算定は、平成27年9月7日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。なお、大和証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

SMBC日興証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法による分析を行うとともに、両行とも比較可能な上場会社が複数存在することから類似会社比較法による分析を行い、更に、両行より提出された財務予測にもとづく将来キャッシュフローを評価に反映するため、配当割引モデル分析法（DDM法）を用いて、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する将来キャッシュフローの現在価値にもとづく分析を行いました。各手法における分析結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率のレンジは、横浜銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東日本銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の分析レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の分析レンジ
1	市場株価法	0.536～0.614
2	類似会社比較法	0.454～0.617 (基準日株価)
		0.451～0.598 (1ヶ月平均株価)
3	DDM法	0.326～0.629

SMB C日興証券は、市場株価法では、平成27年9月7日（以下「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値ならびに基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間、9ヶ月間および12ヶ月間の各株価終値単純平均にもとづき分析いたしました。また、類似会社比較法では、比較対象とした上場会社の基準日の株価終値および基準日までの1ヶ月間の各株価終値単純平均にもとづき分析いたしました。なお、DDM法で前提とした両行の事業計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

SMB C日興証券による株式移転比率の分析および意見書の前提条件および免責事項については別紙2をご参照ください。

### （3）共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両行は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。上場日は、平成28年4月1日を予定しております。

また、両行は、本株式移転により共同持株会社の子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、平成28年3月29日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の規則により決定されます。

### （4）公正性を担保するための措置

横浜銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

#### ①独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

横浜銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記3.（1）に記載の通り、第三者算定機関として大和証券を起用し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。横浜銀行は、第三者算定機関である大和証券の分析および意見を参考として東日本銀行と交渉・協議を行い、上記2.（3）「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催された取締役会において決議いたしました。

また、横浜銀行は大和証券から平成27年9月7日付にて、本株式移転における株式移転比率は、横浜銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。大和証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については別紙1をご参照ください。

#### ②独立した財務アドバイザーの起用

横浜銀行は、両行の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式移転比率算定を依頼した上記①の独立した第三者算定機関のほか、UBS証券株式会社（以下「UBS証券」といいます。）を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、横浜銀行は、UBS証券からは株式移転比率算定書およびフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

#### ③独立した法律事務所からの助言

横浜銀行は、取締役会の意思決定の公正性および適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、横浜銀行の意思決定の方法、過程およびその他本株式移転に係る手続きに関する法的助言（役員の善管注意義務に関する法的助言を含む。）を受けております。

一方、東日本銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

①独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

東日本銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記3.(1)に記載のとおり、第三者算定機関としてSMBC日興証券を起用し、SMBC日興証券は、本株式移転における株式移転比率に関する交渉および協議に用いるために、その財務的分析および算定を行いました。東日本銀行は、第三者算定機関であるSMBC日興証券の分析および助言を参考として横浜銀行と交渉・協議を行い、上記2.(3)「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催された取締役会において決議いたしました。

また、東日本銀行はSMBC日興証券から平成27年9月8日付にて、本株式移転における株式移転比率は、東日本銀行の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。SMBC日興証券の株式移転比率の分析および意見書に関する前提条件および免責事項については別紙2をご参照ください。

②独立した財務アドバイザーの起用

東日本銀行は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式移転比率分析を依頼した上記①の独立した第三者算定機関のほか、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、東日本銀行は、みずほ証券からは株式移転比率算定書およびフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

③独立した法律事務所からの助言

東日本銀行は、取締役会の意思決定の公正性および適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、東日本銀行の意思決定の方法、過程およびその他本株式移転に係る手続きに関する法的助言(役員の善管注意義務に関する法的助言を含む。)を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、横浜銀行と東日本銀行との間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。



#### 4. 本株式移転の当事会社の概要

##### (1) 会社概要（平成27年3月末時点）

名 称	株式会社横浜銀行	株式会社東日本銀行
所在地	神奈川県横浜市西区 みなとみらい3丁目1番1号	東京都中央区日本橋 3丁目11番2号
代表者	代表取締役頭取 寺澤 辰麿	代表取締役頭取 石井 道遠
事業内容	普通銀行業務	普通銀行業務
資本金	215,628百万円	38,300百万円
設立年月日	大正9年12月16日	大正13年4月5日
発行済株式数	1,254,071千株	184,673千株
決算期	3月31日	3月31日
従業員数	4,651人	1,430人
店舗数（出張所含む）	205か店	80か店
大株主および持株比率 （平成27年3月末時点）	日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口） 3.96% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 3.56% 明治安田生命保険相互会社 2.91% みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社 2.91% NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST（常任代理人 香港上海銀行東京支店） 2.65%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 16.31% 株式会社三井住友銀行 8.07% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4） 6.18% 東栄株式会社 3.02% 三井住友海上火災保険株式会社 2.69%
当事会社間の関係		
資本関係	該当事項はありません。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	通常発生する銀行間取引以外には、該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

##### (2) 最近3年間の経営成績および財政状態

（単位：百万円）

決算期	株式会社横浜銀行			株式会社東日本銀行		
	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期
連結純資産	895,664	921,506	1,010,495	98,200	101,546	116,226
連結総資産	13,468,743	13,832,063	15,377,845	1,906,817	1,960,768	2,104,727
1株当たり連結純資産（円）	641.49	673.74	774.51	554.88	573.11	655.17
連結経常収益	294,010	294,451	305,462	38,883	39,994	43,670
連結経常利益	95,079	102,200	108,074	7,944	9,978	13,086
親会社株主に帰属する当期純利益	55,342	60,690	76,324	4,581	5,545	8,567
1株当たり連結当期純利益（円）	41.66	46.78	60.52	25.94	31.40	48.47
1株当たり配当金（円）	11.00	12.00	13.00	8.00	8.00	8.00

5. 本株式移転により新たに設立する会社（共同持株会社）の概要

(1) 名 称	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ (英文表示: Concordia Financial Group, Ltd.)
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋2丁目7番1号
(3) 代表者および役員 の 就 任 予 定	<p>代表取締役社長 寺澤 辰麿 (現 横浜銀行代表取締役頭取)</p> <p>代表取締役副社長 石井 道遠 (現 東日本銀行代表取締役頭取)</p> <p>代表取締役 大矢 恭好 (現 横浜銀行代表取締役常務執行役員)</p> <p>取締役 川村 健一 (現 横浜銀行取締役常務執行役員)</p> <p>取締役 森尾 稔 (現 横浜銀行社外取締役)</p> <p>取締役 井上 健 (現 東日本銀行社外取締役)</p> <p>取締役 高木 勇三 (現 横浜銀行社外取締役)</p> <p>監査役 天野 克則 (現 横浜銀行顧問)</p> <p>監査役 前川 洋二 (現 横浜銀行理事経営企画部主計室主任調査役)</p> <p>監査役 野田 賢治郎 (現 エヌエヌ生命保険株式会社取締役会長)</p> <p>監査役 緒方 瑞穂 (現 株式会社緒方不動産鑑定事務所代表取締役)</p> <p>監査役 橋本 圭一郎 (現 東日本銀行社外監査役)</p> <p>(注1) 取締役 森尾 稔、井上 健および高木 勇三は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。</p> <p>(注2) 監査役 野田 賢治郎、緒方 瑞穂および橋本 圭一郎は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。</p>
(4) 事 業 内 容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに付帯関連する一切の業務
(5) 資 本 金	150,000百万円
(6) 決 算 期	3月31日
(7) 純 資 産 ( 連 結 )	未定
(8) 総 資 産 ( 連 結 )	未定
(9) 上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所
(10) 会 計 監 査 人	有限責任監査法人トーマツ
(11) 株 主 名 簿 管 理 人	日本証券代行株式会社

6. 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、パーチェス法が適用される見込みです。また、本株式移転により発生するのれん（又は負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定です。

7. 今後の見通し

新金融グループの業績見通し等につきましては、現在策定中であり、確定次第お知らせいたします。なお、統合効果を最大限発揮することで、平成32年度に業務粗利益2,900億円以上、親会社株主に帰属する当期純利益1,000億円以上を目指してまいります。

## 8. その他

本株式移転は、両行の株主総会において株式移転計画書および本株式移転に必要な事項の承認が得られていること、本株式移転を行うにあたり必要となる関係当局の承認等が得られていること、および株式移転計画書の規定にもとづき本株式移転が中止されていないことを前提としています。

以上

(参考) 横浜銀行の当期連結業績予想(平成27年8月4日公表分)および前期連結実績(単位:百万円)

横浜銀行	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益	1株当たり当期純利益 (円)
当期業績予想 (平成28年3月期)	111,000	72,000	58.16
前期実績 (平成27年3月期)	108,074	76,324	60.52

(参考) 東日本銀行の当期連結業績予想(平成27年8月7日公表分)および前期連結実績(単位:百万円)

東日本銀行	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益	1株当たり当期純利益 (円)
当期業績予想 (平成28年3月期)	10,800	7,100	40.16
前期実績 (平成27年3月期)	13,086	8,567	48.47

### 【本件に関するお問い合わせ先】

横浜銀行 経営企画部 広報室 TEL:045-225-1141

東日本銀行 経営企画部 広報CSR室 TEL:03-3273-4073

横浜銀行および東日本銀行は、本経営統合が行われる場合、それに伴い、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）に提出する可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書（prospectus）およびその他の文書が含まれることになります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、両行または両行のうちいずれか一行の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 および目論見書には、両行に関する情報、本経営統合およびその他の関連情報などの重要な情報が含まれます。かかる目論見書が配布される米国株主におかれましては、株主総会において本経営統合について議決権を行使される前に、本経営統合に関連してSECに提出される可能性のある Form F-4、目論見書およびその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本経営統合に関連してSECに提出される全ての書類は、提出後にSECのホームページ（[www.sec.gov](http://www.sec.gov)）にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みにもとづき、無料にて郵送いたします。郵送のお申し込みは、前頁記載の連絡先にて承ります。

### 将来見通しに関する注意事項

このお知らせには、上記の横浜銀行と東日本銀行の間の経営統合およびその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「見込みます」、「目指します」、「します」、「リスク」、「可能性」もしくはこれらと同様の表現、または戦略、目標、計画、意図などに関する説明という形で示されています。様々な要因に影響を受けて、両行の実際の業績は本書面に述べられている将来に関する記述と大きく異なってくる可能性があります。かかる要因には以下が含まれますが、以下に限定されるものではありません。

- 両行が本案件の条件について合意できないこと
- 本案件に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本案件に必要なとされる許認可が得られないこと、またはその他本案件の完了の条件が充足されないこと
- 両行に適用される法制度、会計基準または経営環境の変化が及ぼす影響
- 両行の事業戦略を実行する上での課題
- 金融市場の不安定性を含む一般的経済状況または業界状況の変化が及ぼす影響
- 本案件の遂行に関するその他のリスク

## 大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行で合意された株式移転比率が横浜銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を提出するに際して、株式移転比率の分析及び検討を行っておりますが、当該分析及び検討においては、横浜銀行及び東日本銀行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定義される「関係会社」をいいます。以下、同じとします。）の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された意見に影響を与える可能性のある横浜銀行及び東日本銀行並びにこれらの関係会社の事実（偶発債務及び訴訟等を含みます。）については、現在及び将来にわたり大和証券に対して未開示の事実が無いことを前提としています。大和証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる適用法令の下における横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社の支払能力又は信用力についても評価を行っておりません。大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社のいかなる財産又は設備についてもその実地の見分を行っておらず、またその義務を負うものではありません。横浜銀行の会計及び法務の各アドバイザーは、横浜銀行と予め合意した事項及び範囲において東日本銀行に対する各デュー・ディリジェンスを実施しており、大和証券は、かかるデュー・ディリジェンスの対象事項及び範囲について独自に検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオンに記載の意見を述べるにあたり、大和証券に提供された横浜銀行及び東日本銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、横浜銀行及び東日本銀行それぞれの経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適正な手続に従って作成されたことを前提としており、大和証券は、当該事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証を行っておらず、その義務又は責任を負うものではありません。

大和証券は、当該事業計画及び財務予想作成にかかる各種前提条件が正確かつ実現可能であることを前提としており、これらの正確性及び実現可能性について、独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、大和証券が検討した本株式移転に係る株式移転計画書案と実質的に同一内容を有する本株式移転に係る株式移転計画書（以下「本計画書」といいます。）が適法かつ有効に作成され、横浜銀行及び東日本銀行の株主総会で承認されること、大和証券が検討した本株式移転に係る経営統合契約書案と実質的に同一内容を有する本株式移転に係る経営統合契約書（以下「本契約書」といいます。）が横浜銀行及び東日本銀行との間で適切かつ有効に締結されること、本株式移転が本計画書及び本契約書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本計画書及び本契約書に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式移転が本計画書及び本契約書の条件に従って完了することを前提としています。また、大和証券は、本株式移転が適法かつ有効に実施されること、本株式移転の税務上の効果が両行から提示された想定と相違ないこと、本株式移転の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式移転によりもたらさ

れると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。大和証券は、本株式移転の実行に関する横浜銀行の意思決定、あるいは本株式移転と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを横浜銀行から依頼されておらず、また検討しておりません。大和証券は、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式移転に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。大和証券は、横浜銀行より提示された本株式移転にかかる税務上の想定される効果を実現することを前提としています。本フェアネス・オピニオンは、大和証券が横浜銀行からの依頼に基づいて横浜銀行が本株式移転における本株式移転比率を検討するための参考情報を横浜銀行の取締役会に提供することを唯一の目的（以下「本フェアネス・オピニオン作成目的」といいます。）として作成されたものです。従って、大和証券は、本フェアネス・オピニオンが本フェアネス・オピニオン作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して生じ得る一切の責任を負うものではありません。また、横浜銀行は、大和証券の書面による事前の同意なく、本フェアネス・オピニオンを第三者に開示、参照又は伝達させること及び第三者のために使用すること（以下、総称して「本件開示」といいます。）はできません。大和証券の事前の了承を得てなされる本フェアネス・オピニオンの第三者に対する本件開示の場合においても、唯一横浜銀行が責任を負うものとし、大和証券は責任を負うものではありません。大和証券は、横浜銀行以外の第三者に対して本フェアネス・オピニオンの記載内容又は本株式移転に関連して、一切の責任を負うものではなく、かつ、本フェアネス・オピニオンが本フェアネス・オピニオン作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して一切の責任を負うものではありません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、横浜銀行の普通株主に対して本株式移転に関する議決権等の株主権の行使（反対株主の買取請求権の行使を含みます。）、横浜銀行株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、横浜銀行の普通株主にとって本株式移転比率が財務的見地から公正であるか否かについてのみ意見を述べるものであり、大和証券は、横浜銀行の普通株主以外の第三者にとって公正であるか否か又はその他の事項についての意見を求められておらず、かつ、意見を述べておりません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本株式移転比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又は横浜銀行の本株式移転に関する意思決定について意見を述べるものではありません。また、大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本フェアネス・オピニオンの日付以降に取引される横浜銀行、東日本銀行及び共同持株会社の普通株式の価格について、いかなる意見を述べるものでもありません。大和証券は、本株式移転比率に関して、本株式移転に関わるいかなる役員、取締役若しくは従業員、又はこれらと同様の者が受け取る予定のいかなる報酬の額や性質が公正であるか否かについて、意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成された財務情報に依拠しており、当該財務情報が国際財務報告基準に従って作成された場合に生じ得る差異については考慮に入れておりません。また、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、本フェアネス・オピニオンの日付現在における金融、経済、市場その他の状況も前提としており、当該日付現在までに大和証券が入手可能な情報に依拠していますが、入手し得る資料及び情報に制約があるため、大和証券が本株式移転比率の算定に使用した資料及び情報の中には、当該日付と異なる時点の資料及び情報も一部含まれております。また、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は今後の状況の変化により影響を受ける可能性があります。大和証券はその意見を修正、変更、更新、補足又は再確認する義務を一切負いません。

## SMBC日興証券による株式移転比率の分析及び意見書の前提条件・免責事項等について

SMBC日興証券は、東日本銀行と横浜銀行との間で締結される予定の経営統合契約書（以下「本契約書」といいます。）に基づき行われる共同株式移転（以下「本件」といいます。）における東日本銀行のフィナンシャル・アドバイザーを務めております。SMBC日興証券はそのサービスの対価として東日本銀行から手数料を受領する予定であり、その一部は本件の完了を条件として発生するものであり、また、東日本銀行は、SMBC日興証券がフィナンシャル・アドバイザーを務めることに起因して発生するかもしれない損害や債務を補償し免責することに同意しています。SMBC日興証券及びその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第8項の定義に従うものとし、以下本書において同様とします。）は、SMBC日興証券による本件の妥当性に関する意見表明（以下「本意見表明」といいます。）の日付に先立つ過去2年間において、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社に対して、本件に関わりのない一定の投資銀行業務及びその他の金融サービスを提供してきており、当該サービスに関して報酬を受領しております。通常の証券業務の過程において、自社勘定又は顧客勘定を通じて、SMBC日興証券及びその関係会社は、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社の有価証券に関して保有又は取引を行う可能性があり、従って、随時かかる有価証券に関してロング・ポジション又はショート・ポジションを持つことがあります。本意見表明の発行は、SMBC日興証券の社内指針及び手順に照らし権限を有する委員会により承認されました。前述の要約は本意見表明に関連してSMBC日興証券が行った分析及び検討した要因を網羅するものではありません。財務的意見表明の作成は、主観的な判断を伴う複雑なプロセスであり、部分的な分析又は簡易な説明は必ずしも可能ではありません。SMBC日興証券の分析の一部は前述のとおりですが、これらは全体として検討されるべきであり、分析の一部を取り、又は、表中の情報に注目した場合、SMBC日興証券による分析及び意見のプロセスについて不完全な見解を生みかねないと考えます。SMBC日興証券は、本意見表明の作成にあたり、ある1つの要因又は手段から独立して結論を導いたり、それらに関する結論を出すことはなく、SMBC日興証券が行ったあらゆる分析について全体から評価し、最終的な意見表明に至っております。

本意見表明は、本件に用いられる株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）が東日本銀行の株主にとって財務的見地から妥当であることについて意見表明するにとどまるものです。本件又は本契約書におけるその他のいかなる条項又は本件に関連して企図される又は締結されるその他いづれの契約又は合意におけるいかなる条項に関しても意見を述べるものではなく、また、東日本銀行の他の種類の有価証券の保有者、債権者、その他の関係者にとって本件が妥当であることについて意見を述べるものではありません。SMBC日興証券は、本件より前における東日本銀行若しくは横浜銀行の株式の取引価格、又は本件の後の東日本銀行若しくは横浜銀行若しくは本件で新たに設立される共同持株会社の株式の取引価格について一切見解を述べるものではなく、本株式移転比率の根拠となった前提や仮定についても、何ら見解を表明するものではありません。SMBC日興証券は、本件を行うに際しての東日本銀行の経営上の意思決定や東日本銀行がとり得る他の戦略的手段と比較した場合における本件の利点について意見を述べるものではありません。SMBC日興証券は、本件に関して第三者の関心の表明又は提案の勧誘を行っておりません。また、SMBC日興証券は、本件に関連して東日本銀行の株主が議決権を行使し又は何らかの行動をすることについて、意見を述べたり推奨をするものではありません。更に、SMBC日興証券は、東日本銀行又は横浜銀行の株主に対して本件に関連して支払われる対価との比較で、本件のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、

又はいかなる役職につく関係者についても、本件に関連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬の妥当性に関して意見を述べるものではありません。

SMB C日興証券は、本意見表明を行うに当たり、東日本銀行の同意を得て、(i)本契約書の最終版がSMB C日興証券がレビューした契約書案と重大な点において異なるものではないこと、(ii)本件の完了に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、東日本銀行若しくは横浜銀行又は本件により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されること、(iii)本件は、本契約書に規定された契約条件に基づき、そして全ての適用法令、関連文書及び諸要件に従って完了するものであって、それら契約条件等について、SMB C日興証券による分析又は本意見表明に重要な影響を及ぼすような、遅延、放棄、修正又は改正がないことを前提としています。

SMB C日興証券は、レビューを行うに当たり、東日本銀行の同意を得て、公開情報、東日本銀行又は横浜銀行から提供を受けた情報、東日本銀行又は横浜銀行と協議した情報その他のSMB C日興証券が検討の対象とした又はSMB C日興証券のために検討された一切の情報が正確かつ完全であることを前提として、それらの情報に依拠しており、独自にその検証を行っておりません。SMB C日興証券は、それらの情報が正確かつ完全であることについての責任及び義務を負っておりません。SMB C日興証券は、SMB C日興証券の分析につき重大な影響を与えることが有り得る情報でSMB C日興証券に対して未開示である情報が存在しないことを前提としており、本契約書において東日本銀行及び横浜銀行が行う表明及び保証が、SMB C日興証券の分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であることを前提としています。SMB C日興証券は、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社のいかなる資産及び負債についての評価又は査定を行っておらず、またその提供も受けておらず、また、倒産若しくは支払停止又は適用ある法令の下でそれらに類似するものに関する東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。SMB C日興証券は、東日本銀行の同意を得て、(i) SMB C日興証券に提供された財務予測その他将来に関する情報（シナジーを含む。）については、東日本銀行及び横浜銀行の経営陣の現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成又は回答され、かつ東日本銀行又は横浜銀行の入手可能な予測及び判断を反映していること、並びに、(ii)東日本銀行及び横浜銀行の財務状況がそれぞれの財務予測に従って推移することを前提としており、当該分析、予測又はそれを基礎付ける前提事項の合理性について何らの意見を述べるものではありません。

本意見表明は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本会計基準」といいます。）に従って作成された財務情報に基づいています。SMB C日興証券は、分析にあたり、国際財務報告基準に従って東日本銀行又は横浜銀行が作成した財務情報を検証しておらず、日本会計基準と国際財務報告基準の差異を一切考慮に入れておりません。SMB C日興証券は、東日本銀行の同意を得て、本件が、東日本銀行及び横浜銀行、並びにそれぞれの株主にとって、日本の所得税法及び法人税法上、適格組織再編であることを前提としております。本意見表明は、必然的に本意見表明の日付現在の経済、金融、市場、その他の状況、及び本意見表明の日付までにSMB C日興証券が入手した情報を前提としております。



# 経営統合に関する最終合意等について

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ  
Concordia Financial Group, Ltd.



平成27年9月8日

# 株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ (英文) Concordia Financial Group, Ltd.

- 「コンコルディア(Concordia)」とは、調和、協調を意味するラテン語で、「Con(一緒に、共に)」や「Cordia(こころ)」を語源としています。
- 「お客さまのために、グループ各社がこころをあわせて取り組んでいく」という思いを込めています。

本店所在地	東京都中央区日本橋2丁目7番1号（東京日本橋タワー34F）
代表者および役員 (予定者)	代表取締役社長： 寺澤 辰磨（現 横浜銀行代表取締役頭取） 代表取締役副社長： 石井 道遠（現 東日本銀行代表取締役頭取） 代表取締役： 大矢 恭好（現 横浜銀行代表取締役常務執行役員） (取締役は代表者を含め当初7名、うち3名を社外より選任予定)
資本金	1,500億円
設立日	平成28年4月1日(予定)
決算期	3月31日
上場証券取引所	東京証券取引所(予定)

# 経営統合の概要

## 1. 株式移転の日程

- 平成27年9月8日(火) (本日) 経営統合契約書および株式移転計画書に係る取締役会決議、ならびに、  
経営統合契約書の締結および株式移転計画書の作成(両行)
- 平成27年9月15日(火) 臨時株主総会に係る基準日の公告日(両行)
- 平成27年9月30日(水) 臨時株主総会に係る基準日(両行)
- 平成27年12月21日(月) (予定) 株式移転計画承認臨時株主総会(両行)
- 平成28年3月29日(火) (予定) 東京証券取引所上場廃止日(両行)
- 平成28年4月1日(金) (予定) 共同持株会社設立登記日(効力発生日)および同社株式上場日

## 2. 株式移転の方式

両行を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

## 3. 株式移転比率

横浜銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、東日本銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式0.541株を割当交付いたします。

・株式移転比率の算定にあたって公正性を確保するため、両行から独立した第三者算定機関(横浜銀行:大和証券、東日本銀行:SMBC日興証券)に株式移転比率の分析を依頼し、当該分析結果を参考に、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通しなどの要因を総合的に勘案した上、両行で慎重に交渉・協議を重ね、株式移転比率について合意・決定しました。

# 新金融グループの経営理念

## 経営理念

グループ各社の強みと特色を活かし協働することにより、お客さまに対する最高の金融サービスの提供を通じて、地域の発展とともに企業価値の向上を目指し、信頼される金融グループとして、活力ある未来の創造に貢献します。

## グループ スローガン

*One Heart for You ~ 心をあわせて*

## 目指す姿

- ①地域金融機関としてお客さまとの深いリレーションを保ち、経営統合による広域ネットワークを最大限活かした幅広く質の高い金融サービスや地域情報を提供することにより、信頼される金融グループを目指します。
- ②グループ各社のブランドを堅持しつつ、各社の経営基盤とノウハウを最大限共有し、共同化・効率化を積極的に推進することで生ずる経営資源を成長地域・成長業務分野へ戦略的に投入して、収益力の強化と企業価値の向上を目指します。
- ③環境やお客さまのニーズの変化に適切に対応し、お客さまに常にご満足いただけるよう、従業員一人ひとりのコンサルティング能力や事業評価力の向上を目指します。
- ④グループの経営基盤である首都圏を中心とした地域における様々な課題に対し、高度なコンサルティングや金融的手法を活用したソリューションを提供することにより、豊かな地域社会の創造に貢献します。

# 新金融グループの経営戦略

■ 新金融グループは、両行の強みと特色を活かし、相互補完することで、お客さまへのサービス向上を図っていく。

## 両行の強み

### 横浜銀行

#### 店舗網\*

- 神奈川県内(180店舗)と東京西南部を中心とした稠密な店舗網(計206店舗)

#### 顧客基盤サービス

- 資産家をはじめとした個人や中小企業のお客さまへのコンサルティング

#### 資金仲介

- 強いブランド力を背景とした安定した資金調達力

#### グループ機能

- 資産運用、証券、ベンチャーキャピタル、リース、シンクタンク

#### 海外拠点

- 上海支店、海外駐在員事務所(ニューヨーク、ロンドン、香港、バンコク)

#### 経営効率

- ローコストオペレーションのノウハウ

### 東日本銀行

- 東京都内(49店舗)を中心とした広域な店舗網(計82店舗)

- 中小企業等へのきめ細やかな対面取引と提案を重視した営業

- 中小企業等への積極的な新規融資開拓力

## お客さまへのサービスの向上

### 統合効果

- 1都6県にまたがる広域ネットワーク
- 東京、神奈川における稠密な店舗網

- 両行のノウハウと経営インフラの融合により、個人や中小企業など幅広いリテールのお客さま向けにあらゆるサービスを提供

- グループ全体の資金仲介能力の向上による円滑な資金供給

- お客さまの様々なニーズに対応可能なソリューションの提供
- 産業調査、コンサルティング等のシンクタンク機能を活用したサービスの提供

- 海外ネットワークを活用した取引先の海外進出支援の拡充

- 共同化、効率化により削減したコストを、お客さまのサービス向上のための投資に活用

\*店舗数は平成27年8月末時点

■ さらに、両行の強みを活かすことに加え、グループの充実した資本や総合的な人財を活用し、ITを活用したネット決済やビッグデータ活用などの新しい金融サービスの検討を進めていく。

# 新金融グループの店舗チャネル戦略

- 既存店舗および本部の共同化・効率化により捻出した人員などの経営資源を、首都圏を中心とした成長が見込める地域に戦略的に投入することにより、営業地盤の拡充、顧客基盤の拡大を図る。このため、共同での新規出店や既存店舗の共同活用による効率的なネットワークの構築を進める。

## 既存店舗の効率化

- 共同店舗の活用等による重複店舗の統合
- 店舗機能の見直しによる店舗サテライト化

## 本部の共同化・効率化

- 市場部門や事務部門の一元化
- 事務、システムの統合推進

既存の営業地盤と顧客基盤を堅持しつつ、首都圏を中心とした成長が見込める地域への経営資源の戦略的投入

- ・単独および共同店舗での新規出店
- ・既存店舗を営業拠点として共同利用

## ネットワークの拡大

将来の更なるネットワークの広域化もオープンとする



\*店舗数は平成27年8月末時点の両行合算値

# ステークホルダーにとっての価値向上

■ 新金融グループは、グループの強みと特色を活かし協働することで、ステークホルダーの価値向上を目指す。

## お客さま

- 店舗・ATM網が拡大することにより利便性が向上
- 幅広いリテールのお客さまが関連会社や提携先が提供する機能も含めた様々なサービス・ソリューションを利用可能
- 資金仲介能力の向上による円滑な資金調達
- 首都圏を中心とした広域マーケットの情報を入手することが可能となり、お客さまの成長機会が拡大
- 海外ネットワークを活用した進出支援を受けることが可能
- 共同化、効率化により削減したコストを、サービス向上のための投資に振り向けることにより利便性が向上

## 株主

- 各行の単独成長の場合と比較して、効率化および成長のシナジー効果により企業価値が向上  
平成26年度合算ROE(連結)6.9%\* ⇒ 平成32年度ROE(連結)7%台後半  
\*負ののれん発生益、株式関係損益の影響を控除したベース

## 従業員

- グループの事業範囲拡大やグループ間の人財交流などにより、挑戦・活躍する場が広がり、一人ひとりの働きがい向上

## 地域社会

- グループ各社の知見や産官学労との連携を活かしたソリューション機能の利用による企業の活性化や地域経済の発展

# シナジー施策概要

- 事務・システムや店舗の共同化・効率化を推進しコスト削減を図るとともに人員を捻出し、成長地域や成長事業分野に投入する。また、両行の得意とする分野のノウハウを活かして補完しあうことで、東京地区での中小企業・個人取引の拡大を図る。

## 主なシナジー施策

- 事務、システムの統合推進
- 各種事務センターおよび金融子会社の集約
- 市場部門や事務部門の一元化
- 本部組織の簡素化
- 重複店舗の統合(5店舗程度)、店舗サテライト化など
- ローコストオペレーション導入、共同購買など

共同化・効率化の推進  
(コストシナジー)

営業人員の捻出・シフト

営業体制の構築  
(収益シナジー)

### 【 横浜銀行】個人を中心とした取引拡大

- 単独および共同店舗での新規出店(5店舗程度)、相手行の既存店舗を営業拠点として共同利用(10拠点程度)
- 資産家向けコンサルティング営業の強化
- 証券子会社への有償紹介拡大
- ATM網の拡大によるカードローン増強

### 【 東日本銀行】中小企業を中心とした取引拡大

- 単独および共同店舗での新規出店(15店舗程度)、相手行の既存店舗を営業拠点として共同利用(5拠点程度)
- リスクテイクカ(資金供給力)の強化
- 海外拠点を活用した外為取引、海外展開の強化
- 投資型商品の販売強化

## 目標(統合5年後)

経費削減 **30億円**

人員シフト **200人**  
(収益部門などへの再配置)

成長地域・成長事業分野へ  
人員、資金を戦略的に投入



新規採用の強化

## 営業体制強化

新規出店+20店舗程度(うち5か所は共同店舗)  
店舗共同利用等+15営業拠点程度

貸出金 **+1兆円**程度

業務粗利益 **+150億円**程度



# 平成32年度の経営目標

- 経営戦略の着実な遂行により、統合によるシナジー効果を最大限発揮し、平成32年度には新金融グループで業務粗利益2,900億円、親会社株主に帰属する当期純利益1,000億円を目指す。

(単位:億円)

	平成26年度 実績			平成32年度 目標	
	横浜銀行	東日本銀行	新金融グループ (単純合算)	新金融グループ	増減
預金平均残高(単体)	116,524	17,565	134,090	160,000	+19%
貸出金平均残高(単体)	96,367	14,833	111,201	140,000	+25%
<>はシナジー分				<+10,000>	
業務粗利益(単体)	2,044	318	2,363	2,900	+22%
( )はうち都内	(237)	(208)	(445)	(650)	(+46%)
<>はシナジー分				<+150>	
実質業務純益(単体)	1,040	86	1,127	1,550	+37%
親会社株主に帰属する 当期純利益(連結)	763	85	848	1,000	+17%
OHR(単体)	49.1%	72.8%	52.3%	40%台後半	-
ROE(連結)*	8.3% (7.3%)	7.8% (3.6%)	8.3% (6.9%)	7%台後半	-
総自己資本比率(単体)	12.9%	9.0%	12.3%	12%程度	-

\*ROEの( )内は、負ののれん発生益、株式関係損益の影響を控除したベース

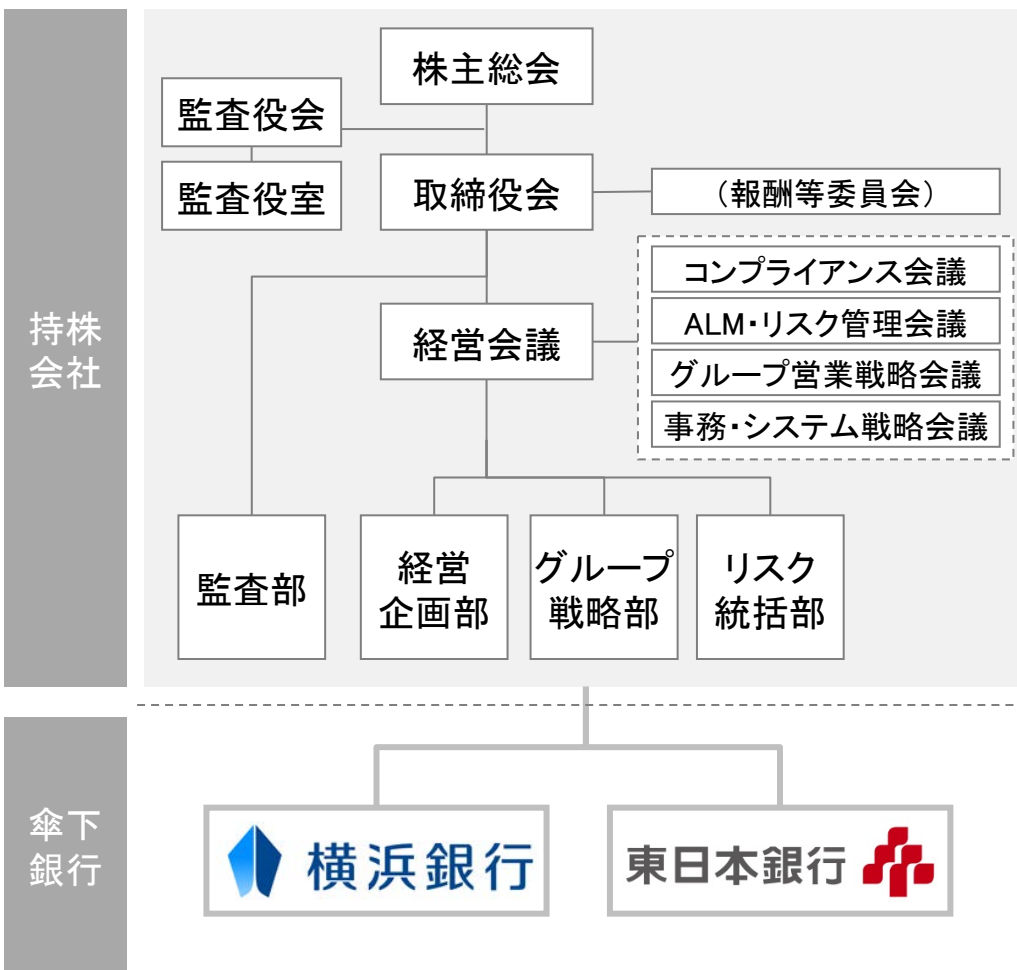
## <統合後の株主還元方針>

新金融グループの株主還元方針については、現状の横浜銀行の還元スタンスを踏襲していく予定。

# 新金融グループの組織・運営体制

- 持株会社は、簡素にして十分な監督機能を有する体制とし、新金融グループの経営戦略や営業戦略を策定するとともに事業や業務を監督・指導する機能・役割を担う。
- また、持株会社は、監査役会設置会社とする。

新金融グループの経営体制図



新金融グループの機能・役割分担

- 持株会社の取締役は当初7名、うち3名を社外より選任し、外部の視点を踏まえた、適切なコーポレートガバナンス体制を構築する。
  - 各事業や業務の監査、モニタリングを通じて、子会社への監督・指導を行い、コンプライアンス・リスクなどの適切な管理態勢を構築する。
  - グループ全体の経営・事業などの方針・戦略を策定し、グループ連携による実行推進を主導する。
  - 統合効果を最大化するため、営業、事務・システムなどの各施策の統括、実行推進を主導する。
- 
- 持株会社にて策定されたグループ経営方針・戦略にもとづき、具体的な事業計画や施策を策定、推進する。
  - 両行は、それぞれの独自性を維持しつつも、同一金融グループとして緊密に連携しながら事業を推進する。

## <参考> 既に実施した協働施策

- これまでに実施した協働施策は次の通りであるが、統合後は、新金融グループの営業戦略にもとづき、さらなる連携を進める。

分類	施策	実施状況
個人	東日本銀行顧客の浜銀TT証券への有償紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年9月金融商品仲介業務提携契約書締結、平成27年10月業務開始予定</li> </ul>
	セミナー共同開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人オーナーや個人の富裕層を中心に関心の高い税制改正セミナーを東京と横浜で共同開催</li> </ul>
	富裕層向けコンサルティング力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本銀行の渉外担当者を横浜銀行に出向させ、ノウハウを習得することにより、富裕層に対する東日本銀行のコンサルティング力を強化</li> </ul>
	投資型商品の販売力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本銀行の投資型商品販売担当者を横浜銀行に出向させ、ノウハウを習得することにより、東日本銀行の投資型商品の販売力を強化</li> </ul>
	ATM相互開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年3月2日よりATM手数料の相互優遇開始</li> </ul>
法人	シンジケートローン共同組成	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜銀行アレンジのシンジケートローンへ東日本銀行が参加し共同組成</li> </ul>
	ビジネスマッチング・M&A等ビジネス機会の相互提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>両行の取引先・提携先ネットワークを活用したビジネス機会拡大に向けて、業務提携の基本合意書締結</li> </ul>
	関連会社機能の共同利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜キャピタル、浜銀総合研究所、浜銀ファイナンスの両行での活用を推進</li> <li>平成27年3月に各社と東日本銀行とで業務提携契約締結</li> </ul>
	法人営業推進に関する勉強会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続事業承継、医療機関向け取引推進、関連会社活用、海外展開支援などに係る勉強会を共同実施</li> </ul>
海外	横浜銀行上海支店の機能提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜銀行および浜銀総合研究所と東日本銀行で海外業務について提携</li> <li>東日本銀行の取引先中国現地法人へのSBLCスキームを利用したローン提供、東日本銀行へのクレジット枠設定、海外事業に関する共同勉強会を実施</li> </ul>